

埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業実施要領

平成27年 4月28日決裁

平成28年 4月28日一部改正

平成28年 9月 6日一部改正

平成28年12月26日一部改正

第1 趣旨

畜産クラスター強化対策施設整備事業の実施に当たっては、埼玉県畜産クラスター強化対策施設整備事業実施要綱（平成27年4月28日農林部長決裁。以下「実施要綱」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

なお、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知。以下「国の実施要領」という。）及び畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業補助金対象事業事務及び補助対象事業費の取扱いについて（平成27年2月3日付け26生畜1677号農林水産省生産局長通知。以下「取扱い通知」という。）、並びに公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号。以下「業務方法書」という。）の適用がある。

第2 畜産クラスター協議会等

実施要綱第2に掲げる知事が別に定める要件等は、次のとおりとする。

1 畜産クラスター協議会の要件

- (1) 運営を行うための事務局を設置しており、かつ、組織及び運営についての規約を定め、事業実施及び会計手続を適正に行うことができる体制を有していること。
- (2) 畜産業を営む者の他、2者以上の異なる役割を担う構成員が参画していること。

2 畜産クラスター計画の基準

本事業を実施する畜産クラスター協議会が作成する畜産クラスター計画は次の基準を満たすものとする。

- (1) 次の項目が記載されていること。
 - ① 畜産クラスター協議会の名称及び構成員と役割
 - ② 畜産クラスター計画の目的
 - ③ 畜産クラスター協議会の取組内容
 - ④ 畜産クラスター協議会の行動計画
 - ⑤ 畜産クラスター協議会の中心的な経営体（実施要綱第2の3の中心的

な経営体をいう。以下に同じ) の概要

⑥ 畜産クラスター計画の取組により期待される効果

- (2) 生産コストの削減、高付加価値化、新規需要の創出等を通じて地域の畜産収益性の向上に資する計画と認められること。
- (3) 地域の畜産における中心的な経営体への再編・合理化又は中心的な経営体と畜産農家以外の者との連携強化に資する計画と認められること。
- (4) 酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律（昭和29年法律第182号）第2条の3第1項の規定に基づく埼玉県酪農・肉用牛生産近代化計画と整合性が図られていること。
- (5) 畜産クラスター計画に定められた取組等が、次の全てに該当すること。
 - ① 取組による収益性向上の効果が可能な限り定量的に示され、その効果の実現が見込まれること
 - ② 協議会の構成員の連携・協力による取組であり、効果の発現のために果たすべき構成員の役割が定められていること
 - ③ 取組の効果が地域内に広く波及すると見込まれること
 - ④ 本事業を含む国庫補助事業の実施の有無にかかわらず、収益性向上の取組が行われること
 - ⑤ 中心的な経営体の取組は、畜産クラスター計画の目的の実現のために必要なものであり、中心的な経営体以外の者との連携が継続的に行われるものであること
 - ⑥ 中心的な経営体が参画する取組は、地域内の畜産農家等との預託や売買等による家畜の引受けにより、整備する施設等の規模に応じて平均飼養規模以上となるよう飼養頭羽数を増加し、又は生産資材、労働力、資本の引受け等により規模を拡大するものであること

第3 事業の内容等

実施要綱第3の本事業の内容は以下のとおりとし、補助対象の基準及び補助率は別表のとおりとする。

1 施設等の整備

実施要綱第2の2により知事の認定を受けた畜産クラスター計画（以下「認定計画」という。）に基づき、第5の取組主体が行う、地域の畜産の収益性の向上に資する次の（1）から（5）までに掲げる施設及び当該施設と一体的に整備する設備の整備（整備の後、中心的な経営体に貸し付ける場合を含む。）に要する経費の一部を助成する。

なお、施設等整備に当たっては、地域内の畜産農家等の預託や売買等による家畜の引受けにより、整備畜舎の規模に応じて、地域における平均飼養規模又は酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第2条の4第1項の規定に基づく市町村計画（同項に規定する基準を満たさない市町村にあっては、これ

に準じて作成する計画を含む。以下、「市町村計画」という。)で示された地域の畜産経営における目標頭数規模以上となるよう飼養頭羽数を増加し、又は生産資材、労働力、資本の引受け等により規模を拡大するものとする。

- (1) 家畜飼養管理施設
- (2) 家畜排せつ物処理施設
- (3) 自給飼料関連施設等
- (4) 畜産物加工施設及び展示・販売施設
- (5) (1) から (4) までの施設の補改修

2 家畜の導入

認定計画に基づき、取組主体が、中心的な経営体であって第7に定める者に対し、1の(1)の施設と一体的に貸し付ける家畜の導入経費の一部を助成する。

第4 成果目標及び目標年度

実施要綱第5の2における成果目標及び目標年度は、次のとおりとする。

1 成果目標

成果目標は、施設整備による増頭羽数等の効果及び収益性の向上効果とし、定量的かつ検証可能な指標で設定するものとする。

収益性の向上効果に係る目標は、畜産クラスター計画に基づく取組により、事業実施年度から10年後に、次のいずれかを達成することを目指して、目標年度における成果目標を設定するものとする。

- (1) 販売額の10%以上の増加
- (2) 生産コストの10%以上の削減
- (3) 農業所得又は営業利益の10%以上の増加

2 目標年度

目標年度は、上記1の増頭羽数効果については、事業実施年度の翌年度、収益性向上効果については事業実施年度の翌年度から5年以内として事業実施主体たる畜産クラスター協議会が定めるものとする。

第5 取組主体

本事業の取組主体は、次の(1)から(10)までに該当する者であって、適正な事業実施及び会計手続を行うことができる体制を有する者とする。

- (1) 畜産を営む者であって、次の①又は②に該当する者
 - ① 事業実施から3年以内に(2)から(4)までのいずれかの法人になる計画を有する者
 - ② 次の(ア)から(ウ)までの全てに該当する者

- (ア) 所得税法（昭和40年法律第33号）第143条に規定する青色申告の承認を受けており、青色申告を継続して行うことが見込まれる者
 - (イ) 原則として45歳未満であるか、又は45歳以上であって後継者の確保が見込まれる者
 - (ウ) その者が法人化しないことに相当の理由があり、また上記（ア）及び（イ）に該当することについて、知事が特に認める者
- (2) 農事組合法人（「農業協同組合法」(昭和22年法律第132号) 第72条の10 第1項（平成28年3月31日までの間にあつては第72条の8 第1項）に規定する事業を行う法人をいう。）
 - (3) 農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法「昭和27年法律第229号」第2条第3項に規定する法人をいう。）
 - (4) 株式会社又は持分会社であつて、農業（畜産を含む。）を主たる事業として営むもの。ただし、以下のア又はイに該当するものは除く。
 - ① 資本の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ常時使用する従業員の数が300人を超えるもの。
 - ② その総株主又は総出資者の議決権（株主総会において決議することができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するとみなされる株式についての議決権を含む。）の2分の1以上がアに掲げるもの（（3）又は（8））に該当するものを除く。）の所有に属しているもの。
 - (5) 特定農業団体（「農業経営基盤強化促進法」(昭和55年法律第65号) 第23条第4項の特定農業団体をいう。）
 - (6) 事業協同組合、事業協同組合連合会（定款において農業の振興を主たる事業として位置づけている者に限る。）
 - (7) 公益財団法人、公益社団法人、一般財団法人又は一般社団法人（定款において、農業の振興を主たる事業として位置づけている者に限る。）
 - (8) 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。）
 - (9) その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めがある団体に限る。）
 - (10) 地方公共団体

第6 対象事業の要件

1 施設等の整備

- (1) 第3の1の施設等の整備を行う者は、中心的な経営体であつて、第5の(1)から(9)までのいずれかに該当する者とする。
- (2) 第3の1の(3)の施設等の整備又は補修を行う飼料生産組織（TMRセンター、コントラクター等をいう。）は、第5の(2)から(9)までのいずれかに該当する者とする。

2 施設等の貸付

第3の1により整備した施設を貸付ける場合は、次の要件を満たすものとする。

(1) 施設の貸付けは、第5の(2)から(4)又は(6)から(10)までのいずれかに該当する取組主体が、施設の整備又は当該整備に併せて、第3の2の家畜の導入を行い、中心的な経営体のうち第5の(1)から(5)までのいずれかに該当する者若しくは畜産を営む者(中心的な経営体であって、第5に掲げる者を除く。)(以下「借受者」という。)に貸し付ける場合に限ること。

(2) 施設等の貸付等に係る要件

① (1)により貸付を行う者(以下「貸付主体」という。)が借受者に本事業により整備した施設等を貸し付ける場合には、当該施設等が次に掲げる要件のいずれかを満たすこと

(ア) 貸付主体が自ら整備し、又は離農者等から買い入れ補改修した家畜飼養管理施設等であって、借受者に貸し付けること又は一定期間(原則として5年以内)貸し付けた後に借受者に売り渡すこと若しくは複数の借受者に利用させることを予定しているものであること

(イ) 貸付主体が離農者等から借り入れ補改修した施設であって、借受者に貸し付けること又は複数の借受者に利用させることを予定しているものであること

② 貸付主体は、本事業により整備又は補改修した施設等を借受者に貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を、書面をもって締結すること

③ 貸付主体が借受者に施設等を貸し付けるに当たり賃借料を徴収する場合、その年間の徴収額は、原則として、「貸付主体負担(事業費－補助金)／当該施設の耐用年数＋年間管理費」により算出される額以内とすること

(3) 家畜の貸付に係る要件

① 貸付主体は、本事業により導入した家畜を借受者に貸し付ける時には、賃貸借期間、賃貸借料、賃貸借料納入の期限及び方法、目的外使用の禁止等の事項について明記した賃貸借契約を書面をもって締結するものとする

② 貸付主体が賃借料を徴収する場合は、その年間の徴収額は、原則として、「貸付主体負担(事業費－補助金)／当該家畜の貸付期間」により算出される額以内とすること

第7 家畜の借受者

1 新規就農者等の定義

本事業においては、新たに畜産を開始する者又は新たな経営部門として畜産を開始する者であって、(1)及び(2)に該当し、かつ、(3)又は(4)のいずれかに該当する者又は、これらの要件に該当する者が代表者である法人を「新規就農者等」という。

- (1) 原則として、45歳未満であるか、又は45歳以上であって後継者の確保が見込まれること。
 - (2) 市町村計画で示された地域の畜産経営における目標頭数規模又は当該地域における平均飼養規模以上の経営となることが見込まれること。
 - (3) 研修等により家畜の飼養管理に1年以上従事した経験を有すること。
 - (4) 家畜の飼養を開始してから5年以下の者であって、各年度における常時飼養頭数が畜種ごとに次の頭数を下回ること。
 - ① 酪農経営：経産牛15頭
 - ② 肉用牛繁殖経営：子取用雌牛5頭
 - ③ 養豚経営：子取用雌豚100頭
- 2 「畜産競争力強化対策整備事業実施要領」（平成27年2月3日26生畜第1673号農林水産省生産局長通知。以下「旧要領」という。）第6の2により施設等の貸付けを受けている旧要領第7に規定する新規就農者等
- 3 激甚災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第97条に規定する災害をいう。）の指定を受け、かつ、180日以上避難勧告等が出された地域内の畜産農家が、中心的な経営体として経営を再開するに当たり家畜の導入（施設等の整備を伴わない場合を含む。）を行うことについて知事が特に必要と認める場合
- 4 本事業により整備した第3の1の(1)の家畜飼養管理施設の貸付けを受けた上で、当該施設を利用して、借り受ける家畜の飼養を行うことにより規模拡大を行う者

第8 事業の実施基準

- 1 事業の実施に当たっては、自己資金又は他の助成により事業を実施中又は既に終了しているものは、本事業の補助の対象外とする。
- 2 補助対象事業費は、地域の実情に即した適正な現地実効価格により算定するものとし、整備する施設等の規模については、それぞれの目的に合致するものでなければならないものとする。なお、事業費の積算等については、「補助事業の効率的な実施について」（昭和55年4月19日付け55構改A第503号農林水産省構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長通知）及び「過大積算等の不当事態の防止について」（昭和56年5月19日付け56経第897号農林水産大臣官房長通知）並びに、取扱い通知によるものとする。
- 3 施設等の整備は、原則として、新品、新築又は新設によるものとし、耐用年数が5年以上のものとする。

ただし、既存の施設及び資材の有効利用並びに事業費の低減等の観点から、

地域の実情に照らし適当な場合には、増築、併設、合体施行若しくは直営施行又は古品、古材若しくは間伐材の利用を推進するものとする。

なお、原則として、この場合の古品及び古材については、新資材等と一体的な施工及び利用管理を行う上で不都合のない適正な耐用年数を有するものとする。

- 4 既存施設の代替として、同種・同能力のものを再整備するいわゆる更新は、補助の対象外とする。
- 5 本事業により整備する施設等の能力及び規模は、事業実施主体内で十分協議し、適切な能力及び規模のものを選定するものとする。
- 6 本事業により整備する施設と一体的に活用を図る既存施設がある場合は、既存施設を含めて成果目標を達成することとする。
- 7 施設等の整備に伴う用地の買収又は造成に要する経費、既存施設の撤去に要する経費、賃借に要する経費又は補償費は、別表に定める場合を除き補助の対象外とするものとする。
- 8 補助対象経費は、本事業に直接要する経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるものに限るものとする。
- 9 施設等の整備に当たっては、原則として次に掲げる基準事業費を補助対象の上限とする。

ただし、地域の実情等やむを得ない事由により、基準事業費を超えて施行する必要があると知事が特に認める場合には、関東農政局長等と協議の上、特認事業費を上限として補助対象とすることができるものとする。

なお、協議に際し、市町村長は、事業に係る各経費を十分確認し、資材価格の動向や地域的な要因等を検証した上で、事業費が適切かつ最小限となるよう留意するものとする。

整備施設		基準事業費	特認事業費
家畜飼養管理施設	肉用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)	24千円/m ²	31千円/m ²
	乳用牛舎 (ストール等附帯部分を除く。)	成牛用 36千円/m ²	47千円/m ²
		哺育育成牛用 23千円/m ²	30千円/m ²
	一般豚舎 (ストール等附帯部分を除く。)	45千円/m ²	59千円/m ²
	分娩豚舎 (ストール等附帯部分を除く。)	59千円/m ²	77千円/m ²
ウインドレス鶏舎 (ストール等附帯部分を除く。)	48千円/m ²	62千円/m ²	

家畜排せつ物処理施設	堆肥舎	500㎡未満	34千円／㎡	44千円／㎡
		500㎡以上	31千円／㎡	40千円／㎡
	(付帯施設を除く。)			
	尿貯留施設	1,000㎡未満	30千円／㎡	39千円／㎡
		1,000㎡以上	25千円／㎡	36千円／㎡
	(付帯施設を除く。)			
自給飼料関連施設	バンカーサイロ		7千円／㎡	9千円／㎡
	飼料原料保管施設等		45千円／㎡	59千円／㎡
	(付帯設備を除く。)			
	飼料調製施設		25千円／㎡	33千円／㎡
	(付帯設備を除く。)			

注：施設本体の建設に必要な経費とし、消費税、代行施行管理料、製造請負管理料及び実施設計費は含まない。

第9 事業の実施等

実施要綱第5の1の知事が別に定める事業の具体的な手続等は、次のとおりとする。なお、この要領に基づき知事に提出する書類は、所轄する家畜保健衛生所長を経由するものとする。

ただし、市町村の区域を越え、県の区域等を対象とする広域的な事業の場合にあつては、家畜保健衛生所を経由せずに知事に提出できるものとする。

1 事業の実施手続

(1) 本事業を実施しようとする畜産クラスター協議会は、あらかじめ事業実施計画を別紙様式第1号により作成し、認定計画と併せて、原則として市町村を経由して、知事に提出するものとする。

ただし、畜産クラスター協議会が都道府県の全域を対象とする等、広域的な取組を行う場合又はやむを得ない事情があると知事が認める場合には畜産クラスター協議会は市町村長を経由せずに知事に事業実施計画を提出することができるものとする。その際、事業実施主体は、関係する市町村長に事業実施計画及び認定計画の写しを提出するものとする。

(2) (1)による事業実施計画の提出を受けた市町村長は、これを知事に送付するに当たり、必要に応じ指導及び調整を行うものとする。

なお、同一市町村で複数の事業実施希望がある場合、市町村長は別紙様式第1-2号にとりまとめ、県知事に提出するものとする。

(3) 知事は、(1)による提出のあった事業実施計画及び認定計画について、実施要領別添の基準により総合評価を行い、適当と認められる事業実施計画書について、都道府県事業実施計画を国の実施要領に定める別記様式第2号によりまとめ、認定計画の写しと併せて関東農政局に提出し、その承認を受けるものとする。

(4) 知事は、(3)の承認を受けた都道府県事業実施計画に係る事業実施主

体の事業実施計画について承認するとともに、事業実施主体の事業実施計画を送付した市町村長に対し、承認結果を報告するものとする。

(5) 知事は、補助金の交付を受けようとするときは、交付決定者により関東農政局又は基金管理団体に交付申請書を提出するものとする。

(6) 事業実施主体は、事業が完了した場合は、当該事業に係る実績について原則として市町村を経由して、知事に報告するものとする。

(7) 知事は、事業実施主体から報告のあった事業実績について確認の上、適当であると判断される場合は、交付決定者により関東農政局又は基金管理団体に、遅滞なく事業実績報告書を提出するものとする。

また、知事が、基金管理団体に事業実績報告書を提出する場合、その写しを関東農政局等に提出するものとする。

(8) やむ負えない理由により翌年度に事業を繰越す場合、事業実施主体は、市町村を通じて知事に繰越承認申請書（別紙様式3）を提出し、その承認を受けなければならない。

(9) 事業実施主体から繰越承認申請があったときは、知事は、交付決定者により関東農政局又は基金管理団体に提出し、その承認を受けるものとする。

(10) 知事は、(9)の承認を受けた事業の繰越について承認するとともに、事業実施主体の繰越承認申請書を送付した市町村長に対し、承認結果を報告するものとする。

2 事業実施計画及び認定計画の総合評価

実施要綱第5の3の知事が別に定める総合評価の基準は、別添1に定めるところによるものとする。

3 実施要綱第5の4の知事が別に定める事業実施計画の重要な変更は、次に掲げるものとする。なお、これらの事項について変更等をしようとするときは、第9の1の(1)から(7)までに準ずる。

(1) 事業の中止又は廃止

(2) 事業実施地区の変更

(3) 事業実施主体又は取組主体の変更

(4) 事業実施主体における事業費の30%を超える増減

(5) 補助金の増又は30%を超える減

(6) 成果目標の変更

(7) 事業の完了年度の変更

4 費用対効果分析

実施要綱第6の費用対効果分析は、「強い農業づくり交付金及び農業・食品産業競争力強化支援事業等における費用対効果分析の実施について」（平成17年4月1日付け16生産第8452号農林水産省総合食料局長、生産局長、経営局長連名通知。）に準じて実施し、投資効率等を十分検討するものとし、当該施設等の整備による全ての効用によって全ての費用を償うことが見込まれることとする。

5 事業の着工等

(1) 本事業の着工は、原則として、補助金の交付決定後に行うものとする。

ただし、地域の実情に応じて事業の効果的な実施を図る上で緊急かつやむを得ない事情により、交付決定前に事業の着工等を行う場合は、事業実施主体は、あらかじめ、市町村長及び知事の指導を受けた上で、その理由を明記した交付決定前着工届を作成し、市町村長を經由して知事に提出するものとする。

(2) (1) のただし書により交付決定前に事業の着工等をする場合にあっては、事業実施主体は、事業について、事業の内容が明確となつてから着工等するものとし、交付決定を受けるまでの期間に生じたあらゆる損失等は自らの責任とすることを了知の上で行うものとする。

(3) 知事は、事業実施主体から(1)の交付決定前着工届の提出があつた場合は、関東農政局長等及び基金管理団体にその写しを提出するものとする。

6 複数年度にわたり実施する事業に関する手続

(1) 事業実施主体は、次のいずれかの場合にあっては、複数年度にわたる事業実施計画を事業を実施する年度ごとに作成し、知事に提出することができるものとする。

① 新規就農等の初期投資を抑えつつ、計画的に飼養頭数を拡大していくため、2年に分けて家畜を導入する場合

② 積雪地域等において冬期間の建設作業が困難であり、複数年度にわたって施工せざるを得ない場合

③ 一の取組主体が互いに関連性の高い施設を複数年度にわたって整備することで効果的かつ効率的な事業実施が可能である場合

④ 複数の取組主体が連携し、互いに関連性の高い施設を複数年度にわたって整備することで効果的かつ効率的な事業実施が可能な場合で、畜産クラスター計画に定める効果の発揮にとって一体の計画として実施することが不可欠である場合

(2) 知事は、事業実施主体から複数年度分の事業実施計画の提出があつた場合には、その妥当性を確認し、適切と認める範囲において、都道府県事業実施計画として関東農政局長等に承認の申請を行うことができるものとする。

(3) 関東農政局等により複数年度分の事業実施計画の全部又は一部の承認を受けた知事は、1の(6)の事業実績報告により、年度ごとの事業実施計画に重要な変更がないこと及び事業が計画どおりに実施されていること等を事業実施主体に確認し、その結果を関東農政局長等に報告するものとする。

(4) (3)による事業実施主体の報告を受けた知事は、その内容を確認し、必要に応じて市町村と連携して指導等を行うとともに、事業の適切な実施及び事業の成果目標の達成が見込まれない場合には、事業実施計画の承認の取消等を行うことができるものとする。

- (5) (1) から (3) により承認された事業実施計画に係る補助金の交付手続については、原則として毎年度行うものとする。

第10 事業成果の報告等

実施要綱第8の事業実施状況の報告のうち事業成果報告は、別紙様式第2号により報告に係る年度の翌年度の7月末までに市町村を經由して、知事に報告するものとする。

第11 事業の評価

- 1 実施要綱第9の事業実施主体が行う事業評価の報告は、別紙様式第2号により目標年度の翌年度の7月末までに市町村を經由して、知事に報告するものとし、報告を受けた知事は、国の実施要領に基づき、同年度の9月末までに関東農政局長等へ報告するものとする。
- 2 第12の指導は、事業実施主体の責に帰さない社会的情勢の変化等による場合を除き、事業実施計画に掲げた成果目標の達成が不十分と判断された場合に実施するものとし、市町村長を通じて、事業実施主体に対し、成果目標の達成に必要な指導を行い、成果目標が達成されるまでの間、改善状況の報告をさせるものとする。
- 3 知事は、必要に応じ、2の改善措置による成果目標の達成状況について市町村長を通じて事業実施主体に報告を求めることができるものとする。

第12 調査及び報告

知事は、この要領に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、市町村、畜産クラスター協議会等に対し調査し、又は報告を求め、若しくは指導することができるものとする。

第13 交付対象事業の公表

事業の適正実施と透明性の確保を図るため、知事は、補助金の交付対象事業が完了し、埼玉県畜産総合対策補助金交付要綱（平成18年4月3日決裁）第9に基づく知事への実績報告書の提出により補助金の額が確定した場合、実施した交付対象事業の概要について、事業実施年度の翌年度中に県のホームページへ掲載する等の方法により公表を行うものとする。

第14 不正行為等に対する措置

知事は、事業実施主体又は取組主体が、本事業の実施に関連して不正な行為をした場合又はその疑いがある場合においては、事業実施主体等に対して市町村を通じ、当該不正な行為に関する真相及び発生原因の解明並びに再発防止のための是正措置等の適切な措置を講ずるよう求めるものとする。

この場合、市町村長は、事業実施主体等に対して適切な指導を行い、当該不

正な行為に関する事実関係及び発生原因、講じられた是正措置等について、知事に報告するものとする。

第15 管理運営

1 管理運営

取組主体は、本事業により整備した施設等を、常に良好な状態で管理し、必要に応じて修繕等を行い、その設置目的に即して最も効率的な運用を図ることで適正に管理運営するものとする。

2 管理委託

施設等の管理は、原則として、取組主体が行うものとする。

ただし、第6の2の事業を実施する場合及び取組主体が施設等の管理運営を直接行い難い場合には、取組主体以外の者に管理運営を委託することができるものとする。

3 指導監督

市町村長は、本事業の適正な推進が図られるよう、事業実施主体に対し、取組主体及び施設等の管理を行う者による適正な施設等の管理運営を指導するとともに、事業実施後の管理運営・利用状況及び事業効果の把握に努めるものとする。

また、市町村長は、関係書類の整備、施設等の管理、処分等において適切な措置を講じるよう、事業実施主体等を十分に指導監督するものとする。

第16 補助金の経理の適正化

本事業に係る補助金の経理は、「都道府県の事務費に対する補助金の経理の適正化について」（平成7年11月20日付け7経第1741号農林水産事務次官依命通知）により厳正に行うものとする。

第17 事業名等の表示

本事業により整備した施設等には、本事業名、事業実施年度、事業実施主体名及び取組主体名を表示するものとする。

第18 肉用牛・酪農重点化枠その他に係る特例

第1から第17までに定めるほか、肉用牛・酪農重点化枠として実施する場合及び平成28年度補正予算により実施する場合の特例については、別添2及び別添3に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月28日から施行する。

附 則

1 この要領は、平成28年4月28日から施行する。

- 2 改正前の要領（平成27年4月28日付け農林部長決裁。以下、「前要領」という。）に基づき補助金の交付を受けた者については、前要領の規定は、その効力を有する。

附 則

この要領は、平成28年9月6日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成28年12月26日から施行する。
- 2 改正前の要領（平成28年9月6日付け一部改正。以下、「前要領」という。）に基づき補助金の交付を受けた者については、前要領の規定は、その効力を有する。
ただし、前要領に基づき補助金の交付を受けた者であっても、この要領第9の1の（5）から（10）については、適用するものとする。